

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	クメール・ルージュ特別法廷国連信託基金拠出金	種別	任意拠出金	30年度 予算額	134,400千円	総合評価	C
拠出先 国際機関名	国連クメール・ルージュ特別法廷支援部						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的： ・クメール・ルージュ (KR) 特別法廷は、1970年代後半に100万とも200万とも言われる自国民を大量虐殺したKR政権幹部を裁くため、国連の協力によりカンボジア国内裁判所で実施される国際水準の法廷。カンボジア司法官及び国際司法官（判事、検事、捜査判事）が協力し、KR政権上級指導者及び当時の犯罪に最も重大な責任を持つ者をカンボジア刑法のほか、ジェノサイド条約上の犯罪や人道に対する罪、戦争犯罪などに関して裁くもの。1997年にカンボジアのラナリット及びフン・セン両首相が国連事務総長にKR裁判への支援を要請し、その後、カンボジア政府と国連間で交渉が続けられた末、2003年に本特別法廷の設置が合意され（同年国連総会決議A/RES/57/228Bを踏まえ、カンボジア政府と国連間でMOU（覚書）を締結）、2006年に設立された。本裁判を通じてカンボジアにおける正義を達成することで、カンボジアの負の歴史を清算し、将来の同国における法の支配の強化に資すること等を目的とする。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標： ・本拠出金は、アジアの20世紀の最大の人道に対する罪とされるKRの犯罪を裁くための裁判の運営予算の一部として国際職員等の人件費等に貢献するもの。 ・成果目標は、第二事案（ヌオン・チア元国会議長及びキュー・サンパン元国家元首が被告。両名は2016年11月に最高審の無期禁固刑判決を受けたが、現在別容疑にかかる初級審裁判が進行中）を結審させるとともに、第三及び第四事案（軍・地方幹部4名が被疑者。現在捜査プロセスが進行中）に係る起訴の適否を決定すること。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<p>・KR特別法廷は、2014年3月以降、裁判完了に向けた道筋を示すため、特別法廷完了計画を策定している。同計画は、既存の司法事案の取り進めに係るタイムラインを予測したもので、四半期毎に見直されている。同計画第13版（2017年6月）によれば、第二事案第二分離事案について2018年第2四半期までに初級審を終え、2020年第1四半期までに最高審判決を発出すること、第三及び第四事案について2018年第3四半期までに捜査プロセスを終結させることを目標としている。</p> <p>・持続可能な開発目標（SDG）16（平和と公正をすべての人に）の観点では、本裁判は、100万とも200万とも言われる国民の生命を奪ったKR政権幹部を裁くことを通じ、国民に正義をもたらし、国民和解を促進し、法の支配を含む平和で公正な社会の構築及びガバナンスの向上に資するものとなっている。これまでの活動を通じ、カンボジア司法官及び裁判運営職員の能力構築も図られた。国際刑事司法の観点からは、20世紀にアジアで発生した最大の人道に対する罪の一つと言われるKR政権下の犯罪を裁く重要な意義を持つほか、国連の協力による国内裁判という独自の枠組みでの裁判実施は、他のポスト・コンフリクト国（紛争終結後の国）において正義達成を図る上でのモデル・ケースとなっている。</p> <p>・本裁判は、これまで2012年に第一事案が結審（元中央治安本部所長に対し、無期禁固刑が確定）し、2016年に第二事案第一分離事案が結審（ヌオン・チア元国会議長及びキュー・サンパン元国家元首に対し、無期禁固刑が確定）した。</p> <p>・評価対象期間における取組の成果は以下のとおり。 ○第二事案第二分離事案については、2017年6月の第一審最終弁論の後、判事団が判決文を起草中。対象となる被告2名については、引き続き訴訟の継続可能な健康状況にあると確認された。 ○第三事案（ミアス・ムット元中央委員）については、2017年11月に共同検察官による共同捜査判事への最終送致が行われた。 ○第四事案第一分離事案（イム・チャエム元北西ゾーン第5セクター副書記）については、2017年7月に捜査終結命令が発出され、同12月に裁判前法廷にて同命令への異議申立てに係る公判が開かれた。 ○第四事案第二分離事案（アオ・アン元中央ゾーン副書記）については、2017年8月に共同検察官による共同捜査判事への最終送致が行われた。 ○第四事案（ジム・ティット元北西ゾーン副書記）については、2018年3月に共同予審判事から共同検事に対し最終送致要請が行われた。</p> <p>・本件裁判は犯罪発生地国で行われていることで国民和解を促しており、これまでに57万人を対象に法廷の傍聴やスタディ・ツアー、学校訪問等のアウトリーチ活動が行われた（2017年単年では3万7千人）。このほか、週一回のラジオ番組を通じた広報やTV番組を通じた不定期の広報も行われている。2017年6月に日本の支援によりKR裁判文書センターが市内に開所したが、同センターは、裁判関連文書を保管し、裁判関連の教育・研究拠点となるほか、セミナーやイベントを開催し、本裁判を通じて得られた経験を次世代に継承する場となっている。開所後、2018年5月迄に1,422名が施設を利用し、施設にて6度開催した行事に計1,370名が参加し、22か所で行った広報活動に</p>						

	<p>2,535名が参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件裁判の事案は、他の国際刑事裁判と重複しない。 ・日本は、本件裁判の成功裏の完結に向け、以下のものを含め、様々な働きかけを行っている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 2017年8月：安倍内閣総理大臣からフン・セン首相よりKR裁判への協力継続を伝えたところ、先方から日本の貢献に謝意が表明された。 ② 2018年4月：河野外務大臣からブラック・ソコン外相に裁判の迅速な完結に向けた働きかけを行った。 ③ ニューヨーク・国連本部での関連会合（最近では、2017年7月、8月（以上は日本が議長国）、9月、10月、2018年2月（2回）、3月、4月に開催）及びプノンペンでの関連会合（2017年7月、11月、12月に開催）等にて、迅速な進展に向けて働きかけを行った。 ④ 2017年5月、裁判の度重なる遅延を踏まえ、被害者及び被害者遺族の権利実現のために、裁判の早期終結に向けた実行可能な具体的な道筋につき幅広い合意形成を図るべく、国連、カンボジア政府、特別法廷関係者、主要ドナー国に対し、働きかけを行った。共同捜査判事からの要請を受け、主要ドナーグループ（PDG）が提出した意見書の中には、日本の主張を受け、裁判の早期終結への努力を期待する文言が含まれた。 ・なお、上述の完了計画は、国連行財政問題諮問委員会（ACABQ）の勧告を踏まえ、裁判の迅速化・効率化のための完了戦略の策定を求める日本の主張が国連総会決議に盛り込まれたことをきっかけに策定されるようになった。
2 組織・財政マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：国連会計検査委員会（Board of Auditors, BOA）、報告・提出月：2017年6月、結果及び対応：特段の指摘事項無し ・内部監査 対象年度：2011～2012年、実施主体：国連内部監査部（Office of Internal Oversight Services, OIOS）、報告・提出月：2014年2月（OIOSは内部監査を不定期に実施）、結果及び対応：以下参照。 ・国連内部監査部（OIOS）による内部監査がリスク評価に基づいて行われており、至近では、2013年に特別法廷国際予算を対象とした監査が行われた。 <ul style="list-style-type: none"> ・全体評価結果：一部要改善（partially satisfactory）（「正確な財政・運営報告」は良好（satisfactory）とされる一方、「効果的・効率的運営」、「資産の安全管理」及び「マンドートや規則遵守」の3つについては、一部要改善との評価を受ける） ・指摘事項及び対応状況： <ol style="list-style-type: none"> ① 予算獲得戦略を策定すべき（→国連事務次長主催のプレッジング（事前通報）会合、事務総長特別専門家による潜在的ドナー国（ASEAN諸国や欧米・中東諸国の一部）への働きかけ、国連事務総長名での国連加盟国への資金要請書簡の発出等を実施した） ② コンサルタント雇用の際に競争的手法を導入し、そのパフォーマンス（成果）を国連基準に基づき評価すべき（→指摘に同意するものの、コンサルタントの多くが、有識者に証人としての出廷を委託するものであるため、競争的手法の導入は必ずしもなじまない旨回答） ③ 入札につき、技術評価委員会が提案要請への回答を評価する際には、確立された評価基準を用いるべき（→指摘に同意の上、対応済） ・同内部監査は、法廷運営のリスク評価に基づいて実施されており、2013年以降はリスクがあると評価されていないことから、監査は実施されていない。 ・財政状況の報告 報告・提出月：2018年5月（2018年第1四半期分） <ul style="list-style-type: none"> ・財政状況については、法廷の運営状況について取りまとめた四半期報告書の中で定期的に報告されており、採用抑制などの経費節減に努めている旨、説明されている。 ・特別法廷は、予算の縮減・効率化及び組織の合理化に努めている。裁判の円滑な進行及び削減努力により、予算については、2012年には国際側及び国内（カンボジア）側それぞれ35.4百万ドル及び10.3百万ドルであったが、2017年には23.8百万ドル及び6.4百万ドルまで削減させた。更に、予算執行時、経費節減努力により実際の支出額は、それぞれ20.1百万ドル、5.8百万ドルまで削減させた。また、正規ポスト数については、2012年には国際側及び国内側それぞれ175名及び292名であったが、2017年には158名及び183名まで削減した。

<p>3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性</p>	<p>・日本のカンボジア和平への貢献は、日本の積極的平和主義の原点であり、本裁判支援は、カンボジア和平の総仕上げ、正義の達成及び法の支配に資するという意味で、積極的平和主義に合致する。また、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の観点からも、インド太平洋地域において法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を構築するために、ASEANの一員であるカンボジアの法の支配を強化することは、日本の外交戦略に合致する。</p> <p>・拠出金による直接の成果は、上記1のとおり。</p> <p>・日本は、ニューヨーク及びカンボジア・プノンペンにおいて特別法廷を支援するドナー会合の中核的メンバーであり、これらのドナー会合、更には二国間の働きかけを通じ、裁判の運営について日本の意見の反映を図ってきている。</p> <p>① 2006年の本法廷設置以来、プノンペンで、特別法廷の支援国会合（フレンズ会合）の共同議長をフランスと共に務め、2～3か月に一度会合を開き、裁判の進捗について現地ベースで把握するとともに、ドナー間の意見調整や特別法廷との橋渡しを行っている。</p> <p>② ニューヨークでは、裁判の進捗を監視し、非司法的事項について指針を与えることを目的としたドナーのためのレビュー・メカニズムとして運営委員会が2008年以降設置されており、特別法廷関心国（GIS：Group of Interested States）のうち、特別法廷に主要な資金的貢献を行い、特別法廷に対する国連の技術支援を支える明確な政治的意思を示した国がメンバーに加わっている。また、カンボジアを除いた同運営委員会メンバー国は、主要ドナー・グループ（PDG：Principal Donors Group）としてほぼ月例で情報・意見交換を行っている。同PDG会合は、日本を含むメンバーが隔月毎に持ち回りで議長を務めている。同会合では、裁判の進捗状況が財政面も含めて報告（2010年から日本の要請を受けて作成されるようになった四半期進捗報告書も同会合にて配付・説明されている）されるとともに、次年度予算についても討議・調整されている。</p> <p>③ その他の主な働きかけ及び取組の概要については、上記1を参照。</p>
-------------------------------	---

<p>4 日本人職員・ポストの状況等</p>	<p>加盟国等の数</p>	<p>全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)</p>	<p>うち、 日本人職員数</p>	<p>うち、 日本人幹部職員数</p>	<p>日本人職員の比率 (2017年12月末時点)</p>	<p>日本人職員数 (前年同時期)</p>	<p>日本人幹部職員数 (前年同時期)</p>
	193 (国連加盟国)	121	0	0	0%	0	0

その他特記事項：

・特別法廷は、予算合理化と効率性追求の下、職員の採用抑制を行っており、2017年末時点では予算上158名のポストが認められていたが、採用数は121名に止まった。今後、裁判プロセスの終結に従い、国際職員の予算上のポスト数は、2018年に131名、2019年に85名に縮小される予定。司法プロセスに期限があるため、6ヶ月等の短期的ポストが多い。また、空席の出るポストの多くが、法務の経歴を持つ人材を対象としたものであるが、国際刑事分野で活躍できる専門性をもった日本人数に制約がある等の事情がある。

・2017年は初級審にインターンが1名勤務（8～10月の3か月間）。

・日本人職員の増加を特別法廷側に働きかけている。外務省・国際機関人事センターのメーリングリストを通じたポストの空席情報の発信のほか、法務省など関係機関との連絡・協議を実施。

<p>5 PDCA サイクルの確保等</p>	<p>PLAN</p>	<p>特別法廷は、隔年毎に法廷の活動経費に係る予算案を策定する（最新予算は2018-19年予算）。同予算案は、ニューヨークでのPDG会合及び運営委員会会合を経て、GIS会合の承認により成立する。</p>
	<p>DO</p>	<p>特別法廷の資金需要や予算状況を踏まえ、適当なタイミングにて拠出が支払われ、裁判プロセスを進める。特別法廷国際部門の会計業務は、国連財政諸規則に基づき、管理される。特別法廷の活動は、ニューヨークでのPDG会合やプノンペンでのフレンズ会合、四半期毎に作成される進捗状況報告書等を通じて、モニタリングされる。</p>
	<p>CHECK</p>	<p>特別法廷国際部門の会計書類は、国連全体の会計報告書に含められた上で、BOAによる外部監査を受ける。また、OIOSによる内部監査がリスク評価に基づいて実施されており、2013年に特別法廷国際予算を対象とした監査を実施した。</p> <p>特別法廷は、2014年以降、裁判完了に向けた道筋を示すため、完了計画を策定。同計画は、既存の司法事案の取り進めにかかるタイムラインを予測したもので、四半期毎に見直される（現在は2018年3月付第16版が最新）。</p>
	<p>ACT</p>	<p>ニューヨークでのPDG会合やプノンペンのフレンズ会合において、日本は裁判の効率的運営や迅速な終結に向けた取組について随時申し入れを行っている。また、カンボジア政府との首脳レベルを含む二国間対話の場のほか、毎年拠出する機会等において、裁判運営の迅速化・効率化に向けた申し入れを行っている。</p>

	<p>・本拠出は、イヤマーク(使途特定)されておらず、特別法廷国際部門の運営経費全般に充てられている。一般会計に組み入れられるため、日本からの拠出金をのみを特定することはできない。</p>
担当課室名	南東アジア第一課